

**消防署からのお知らせ**

**消毒用アルコールの取り扱いについて**

新型コロナウイルス感染症の発生に伴い、消毒用アルコールを使用する機会が増えてきました。アルコール濃度が一定以上の消毒用アルコールは消防法上の危険物（第４類アルコール類）に該当します。８０Ｌ以上４００Ｌ未満の貯蔵・取扱いを行う場合は、滝川地区広域消防事務組合火災予防条例による規制を受け、４００Ｌ以上の貯蔵・取扱いを行う場合は、消防法の規制を受けることから、８０Ｌ以上の貯蔵・取扱いを行う場合は、事前に消防署へ相談願います。

●消毒用アルコール（危険物）を貯蔵・取扱う場合必要な書類は、下記のとお

りです。

|  |  |
| --- | --- |
| **貯蔵・取扱量** | **届出・申請書類** |
| **８０Ｌ未満** | **届出・申請の必要なし** |
| **８０Ｌ以上４００Ｌ未満** | **少量危険物貯蔵取扱届出書が必要です** |
| **４００Ｌ以上** | **危険物製造所等設置許可申請書が必要です** |

※貯蔵・取扱いを常時行うか、一時的（１０日以内）に行うかによって、基準が異なります。

●消防法上の危険物に該当する消毒用アルコールは、アルコール濃度が６０％

以上（重量％）の製品であり、容器には危険物である旨が表記されています。

　 表記例　　　「危険物」、「アルコール類」、「危険等級Ⅱ」　など

　

●消毒用アルコールを取扱う際の注意点



１　火気の近くでは、使用しない。

２　消毒や容器に詰め替える場合は、換気のいい部屋や風通しのいい屋外で

行う。

３　密閉した部屋での多量なアルコールの噴霧は避ける。

４　容器を設置・保管する場所は、直射日光が当たる場所や高温となる場所

を避ける。

５　また、容器を落下させたり、衝撃を与えたりしない。

※消毒用アルコールから発生する可燃性蒸気は引火しやすく、また、空気より重く低所に滞留しやすいため、貯蔵・取扱いを行う際は注意が必要です。



消毒用アルコールを大量に貯蔵・取扱う場合は、消防署に相談しましょう！

連絡先　　滝川消防署　０１２５－２３－１２５２

芦別消防署　０１２４－２２―３１０６

赤平消防署　０１２５－３２－３１８１